

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	4-233
処分の種類	負担金の督促			
根拠法令条例等・条項	共同溝の整備等に関する特別措置法第25条			
処分の概要	共同溝の占用予定者の共同溝の建設の負担金、共同溝を占用する者の共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧、その他の管理に要する負担金を納付しない者がある場合は、督促状によって納付すべき期限を指定し、督促し納付しない場合は、負担金、手数料、延滞金を徴収することができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく法令の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠	—			